

基本理念

1. 子どもの育ちを大切にします

発達の遅れや障がいがあっても、子どもの「そだち」は無限の可能性あります。

2. ご家族の子育てを支援します

保育、医療スタッフがご家族と一緒に、子育てや療育を考えます。

3. 地域の中での育ちを応援します

地域の保育所や学校などと協働して、お子さんご家族の地域生活を考えます。

基本方針

1. 私たちは、自己研鑽に励み、自らの専門性を高め、利用者中心の質の高い医療・福祉サービスを提供していきます。

2. 私たちは、職員のチーム力を最大限に発揮し、ご家族の子育てを支援していきます。

3. 私たちは、子育てを支援されている関係者の方々と、誠実な協力関係を築いていきます。

アクセス

○バス停(河北中学校前)から徒歩

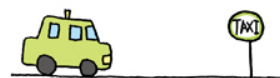
約4分(260m)

○倉吉駅から徒歩

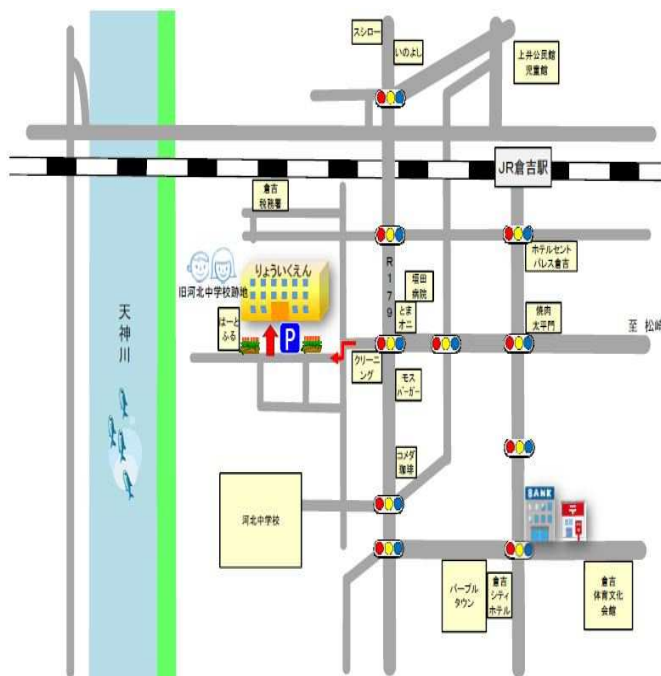
約10分(750m)

○倉吉駅からタクシー

約4分(750m)



○マップ



ぐんぐんばあく

鳥取県立中部療育園



〒682-0021

鳥取県倉吉市上井503番地1

電話：(0858) 27-0780

予約専用：(0858) 27-0770

受付時間は平日 14:00~17:00

ファクシミリ：(0858) 27-0781

メール：chubu-ryouikuen@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：www.pref.tottori.lg.jp/chubu-ryouikuen/

外来診療

発達（知能や運動、言葉、行動や情緒など）に心配や不安、遅れや障がいのあるお子さんの日常生活や子育てについて診療します。

○診療科目・診療時間

【園長】杉浦千登勢 【管理者】杉浦千登勢

【診療科】小児科/リハビリテーション科/児童精神科

【取扱医療機関】保険医療機関

【休診】土・日・祝日、年末年始

【利用方法】予約制：診療には事前に予約が必要です。

予約専用電話：(0858)27-0770 受付時間：14:00～17:00

※杉浦医師の再診のみネット予約可能です（ホームページ掲載）

診療科	小児科				
曜日	月	火	水	木	金
9:00 ～ 12:00	小枝 第1週 (9:30～)	杉浦	杉浦	田邊 (9:30～) 杉浦 第1,2,3週 前垣 第4週	杉浦 汐田 第2,4週 (9:30～)
13:00 ～ 17:00	杉浦 (～16:30) 小枝 第1週	杉浦 第2,3,4週 (～15:30)	杉浦 (～15:30)	田邊 (13:30～ 15:30)	汐田 第2,4週

児童精神科 佐竹	第3週金曜日(9:30～12:00/13:00～17:00)
リハビリテーション科 片桐	第1週金曜日(13:00～16:00)

診療には保険証・特別医療受給者証が必要です。母子手帳など参考になるものがありましたら、お持ちください。

他の医療機関や関係機関からの情報提供書などをお持ちの方は、受付窓口にお渡しください。

医療型児童発達支援(ぐんぐん)

発達に支援が必要な未就学児童へ、さまざまな保育活動を通じて、ご家族といっしょにお子さんの育つ力を最大限に引き出していきます。ご家族同士の情報交換の場のひとつとして、交流を通じ、子育てに自信や楽しみを持てる空間を作ります。

○対象 就学前のお子さん

○実施日時など

お子さんの目標に沿ってクラスの設定を行います。

【くじらクラス】水曜日

ことばのやりとりや概念、「自分で出来る」を育てるクラス

【いるかクラス】月・火・木・金曜日

玩具や道具の使い方、からだの使い方、ことばの準備クラス

	【主な活動時間】	*終了時間*
9:45 10:00 11:40	登園 活動開始 運動や玩具あそびなど行います 給食(希望者)	お子さんの様子、園の生活時間、ご都合等に合わせて設定します。ご相談ください。

放課後等デイサービス(たけのこ)

「ぐんぐん」を卒業した小学1年生とその保護者を対象としたフォローアップ教室です。

○対象 小学校1年生

○実施日時 第2・4水曜日(15:00～16:00)

○ご利用にあたって(ぐんぐん・たけのこともに)

- ・ご家族の同伴が必要です。
- ・市町村が発行する受給者証の取得が必要です。
- ・市町村の福祉担当窓口申請してください。
- ・受給者証取得後に、当園と契約手続きが可能です。
- ・児童福祉法に基づく、利用料をいただきます。

※ぐんぐん・たけのこは、感染症流行状況や天候等により予定や実施方法等が変更となる場合があります。

障がい児等地域療育支援事業

障がいがあったり、発達に心配や不安のあるお子さんと保護者の方、保育園・こども園、学校等の先生から子育てや療育に関する相談をお受けしています。お電話または来園にて、ご相談ください。

【訪問療育等指導事業】

スタッフがご家庭等へ訪問し、生活に関する相談をお受けします。

【外来療育等指導事業】

来園による相談をお受けします。

【施設支援一般指導事業】

スタッフが保育園、こども園、学校などに対し、施設で主体的に支援を実践できるように、園・学校へ訪問するなどし、支援について一緒に考えます。

～支援の方法例～

地域巡回

在宅支援

来園での相談

講師派遣

支援会議への出席

